

## 【重点課題5】介護保険事業の適正かつ円滑な運営

### 取組方針

介護保険事業を適正かつ円滑に運営していくため、関係団体等との連携の下、ケアマネジメントや介護サービスの質の向上に取り組むとともに、保険給付の適正化を図ります。

また、介護分野における人材不足等を改善していくため、安定的な人材の確保及び育成する仕組みづくりに努めます。

### 【施策の体系】

施策・事業数 22(うち、新規6)

#### 1 介護サービスの質的向上

##### (1) 介護・看護技術の向上

501 介護及び介護予防サービス従事者に対する各種研修の実施

##### (2) 利用者や家族への支援

502 ガイドブック等の作成、配布

503 苦情・相談への的確な対応

504 介護相談員派遣事業の充実

#### 2 介護保険給付の適正化

##### (1) 事業者への指導

505 地域密着型サービス事業者の指定、指導監督の実施

506 介護予防支援事業者の指定、指導監督の実施

507 介護サービス事業者に対する調査、指導の強化

##### (2) 市民の信頼の確保

508 適正な認定調査の実施

509 適正な要支援・要介護認定の実施

510 介護支援専門員への支援

511 介護サービス事業者及び関係機関との連携

512 介護保険給付費明細通知の送付

513 介護サービス事業者による介護報酬の不正受給に対する厳正な対応

### **(3) 介護保険財政の安定的運営**

- 5 1 4 介護保険制度の仕組みに対する市民の理解
- 5 1 5 保険料の確実な徴収
- 5 1 6 低所得者に対する支援

### **3 介護に従事する人材の確保・定着**

- 5 1 7 介護職員の労働環境や処遇の改善〔新規〕
- 5 1 8 教育機関・養成施設等との連携による人材確保〔新規〕
- 5 1 9 潜在的有資格者の掘り起こし〔新規〕
- 5 2 0 多様な人材の参入・参画〔新規〕
- 5 2 1 誰もが研修を受講しやすい体制の構築〔新規〕
- 5 2 2 社会的評価の向上〔新規〕

## 1 介護サービスの質的向上

### (1) 介護・看護技術の向上

介護保険事業の適正な運営のためには、サービスの質の向上はもちろん、介護従事者の人材確保の観点からも、介護支援専門員及び介護職員の専門性の確立やキャリアアップに係る研修の充実が望まれます。

本市においては、国の動向を踏まえ、引き続き、介護従事者のスキルアップを図るとともに、研修内容についても充実します。

### 〔施策・事業〕

#### 501 介護及び介護予防サービス従事者に対する各種研修の実施

長寿すこやかセンター及び洛西ふれあいの里保養研修センター等において、介護サービスに携わる職員に対する次の各種研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

- ① 認知症高齢者を介護する職員等の知識・技術向上のための研修
- ② 介護指導者のスキルアップのための研修
- ③ 地域密着型サービス事業所管理者に就任予定の者に対する研修
- ④ 地域密着型サービス事業所職員の認知症ケアやチームケア等に関する知識・技術向上のための研修
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護支援事業所の介護支援専門員になることが予定される者に対する研修
- ⑥ 介護支援専門員現任研修
- ⑦ ケアプラン研修
- ⑧ 介護予防ケアプラン実践研修
- ⑨ 予防給付ケアマネジメント従事者研修
- ⑩ 地域支援事業（介護予防事業）に係るサービスを提供する職員等への研修
- ⑪ 研修に関する相談の実施
- ⑫ 高齢者の介護に関する調査・研究
- ⑬ 介護職員等のメンタルサポート
- ⑭ 介護関係図書の貸出

## (2) 利用者や家族への支援

平成18年4月から始まった介護サービス事業所情報の公表制度により、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報が提供されるようになりました。

本市では、これまでから、利用者が自分に合った介護サービスや介護サービス事業所を選択できるよう、介護保険事業者に係るガイドブック等を作成し、情報提供に努めてきました。今後も、介護サービス事業所に義務付けられている情報の公表制度に加え、第三者評価の受診を奨励し、利用者への情報提供の充実を図ります。

### 〔施策・事業〕

#### 502 ガイドブック等の作成、配布

本市では、介護サービスの利用方法や利用時の留意点等を紹介したガイドブック、介護サービス事業所の所在地や連絡先を記載した介護保険事業所情報（エリアマップ）等を作成しており、ホームページでも同様の情報を掲載し、最新の情報に基づき更新を行っています。今後も引き続き利用者や家族の利便性を図るため、情報提供の充実に努めます。

#### 503 苦情・相談への的確な対応

利用者や家族からの苦情・相談については、区役所・支所での対応のほか、介護サービス事業者や京都府国民健康保険団体連合会等とも連携して対応するとともに、必要に応じ、介護サービス事業者等への指導・助言を行います。

#### 504 介護相談員派遣事業の充実

介護サービスの向上を図る観点から、介護相談員を介護保険施設や介護サービス事業所に派遣することにより、利用者や家族が事業者に対し思いを伝え、ニーズの実現が図れるよう支援します。

また、小規模多機能居宅介護事業所等、派遣する事業所の種類についても拡充を図り、活動内容の充実に努めます。

## 2 介護保険給付の適正化

### (1) 事業者への指導

介護サービス事業者は、常に適正・良質なサービス提供に努める必要があり、本市では、介護サービス事業者に対し、研修や説明会を開催し、適正な運営を指導しています。今後も、市民の方に対し良質な介護サービスが提供できるように、的確な事業者指定及び指導監督を実施します。

また、地域密着型サービス及び介護予防支援については、市町村に指定及び指導監督権限があることから、適切に指導監督を行います。

### 〔施策・事業〕

#### 505 地域密着型サービス事業者の指定、指導監督の実施

地域密着型サービス事業者については、地域密着型サービス運営委員会での協議を踏まえ、慎重な審査に基づく的確な事業者指定を行います。事業者指定後は、集団指導や実地指導によって適正な運営の確保を図るとともに、事業運営に疑義がある場合には、迅速に監査を実施し、事業者指定の取消等の必要な措置を講じます。

また、平成19年6月に閣議決定された「経済財政改革に関する基本方針2007」に基づき、平成20年度から平成24年度までの5年間で、営利法人が運営する全ての介護サービス事業所に対して監査を実施することとなったため、平成24年度までに営利法人が運営する全ての地域密着型サービス事業所に対して監査を実施します。

#### 506 介護予防支援事業者の指定、指導監督の実施

地域包括支援センターは、介護予防支援事業者の指定を受けて、予防給付のケアマネジメントを実施しています。このため、集団指導や実地指導によって適正な運営を進めています。また、地域包括支援センター運営協議会での協議を踏まえ、公正中立な運営状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行います。

#### 507 介護サービス事業者に対する調査、指導の強化

都道府県が指定する介護サービス事業者については、保険者として、調査権限等が付与されていることから、本市では権限を適切に行使し、指定・処分権限を有する京都府とも連携して対処するなど、事業者指導の強化を図ることにより、保険給付の適正化を推進します。

## **(2) 市民の信頼の確保**

これまでから実施してきた保険給付の適正化に係る施策・事業について、介護保険制度の安定した運営を確保し、更なる市民からの信頼が得られるよう、取組を検証し、強化を図っていきます。

### **〔施策・事業〕**

#### **508 適正な認定調査の実施**

制度改正により、認定調査については、より客観的な事実の認定を行う方向で見直しが行われたところであり、このことにより、審査判定の材料となる基本調査項目の平準化が図られることとなります。本市では、市内の事業所・施設等に在籍する認定調査員に対する研修会等を通じて、制度の周知に努め、認定調査の公平性・中立性を確保します。

#### **509 適正な要支援・要介護認定の実施**

介護認定審査会委員に対する研修の実施や合議体長による協議の場の設定を定期的に行うとともに、国が示す適切な判断方法により、公正・公平な審査判定を行い、適正な要支援・要介護認定に努めます。

#### **510 介護支援専門員への支援**

介護保険制度の要として活動している介護支援専門員が業務を的確に行えるよう、京都府介護支援専門員会、京都府看護協会とも連携を図りながら、活動を支援します。

また、自立支援に資するケアマネジメントに向けた助言・指導を実施し、ケアプランの質の向上のための支援を行います。

#### **511 介護サービス事業者及び関係機関との連携**

各区役所・支所単位で実施する介護サービス等事業者連絡会では、定期的に介護サービス事業者との情報交換を行うことにより、地域ケアに関する認識の共通化を図ります。

また、地域密着型サービスについては、運営推進会議の開催を通じて、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等、地域の関係機関との連携の強化が図れるよう支援します。

### **5 1 2 介護保険給付費明細通知の送付**

本市では、利用者への情報提供の観点から、サービスの利用状況をお知らせする介護保険給付費明細通知を定期的を送付しています。この通知により利用者に介護保険制度の理解を深めていただくとともに、実績のないサービスが請求されていないことを利用者自身又は家族に確認していただくことで、不正・不当な介護報酬の請求を防止できるよう、サービスの利用回数や介護サービス費等、通知の内容の工夫・改善に努めます。

### **5 1 3 介護サービス事業者による介護報酬の不正受給に対する厳正な対応**

介護サービスの提供及び介護報酬の請求に当たって、介護サービス事業者による不適正な行為が行われないよう、事業者指導・啓発を行うとともに、介護報酬の不正受給が判明した場合は、京都府と連携し、法的な措置を含め、返還請求等について迅速かつ厳正に対応を行います。

## **(3) 介護保険財政の安定的運営**

きめ細かな説明や啓発により、市民の介護保険制度に対する理解が深まるよう努めます。また、サービス利用の際に給付制限を受けることがないように丁寧な納付指導を行うとともに、公平性の確保という観点から保険料滞納対策の推進に努め、介護保険制度の安定的な運営を図ります。

## **〔施策・事業〕**

### **5 1 4 介護保険制度の仕組みに対する市民の理解**

市政出前トーク等を通じ、市民に対し、保険料と介護サービス利用量の関係等、介護保険制度の仕組みを丁寧に説明し、理解が得られるよう努めるとともに、適正な介護サービス等の利用について市民啓発を行います。

### **5 1 5 保険料の確実な徴収**

保険料収入の確保は、安定した介護保険事業の運営にとって必要不可欠であることから、保険料の納付等について懇切丁寧な説明等により市民に理解を求めるとともに、保険料収納率向上の取組を強化します。

保険料未納者に対しては、よりきめ細かな納付指導を行うとともに、保険料の負担能力を有していると認められるにもかかわらず、滞納を継続する方に対しては、公平性の観点から財産の差押え等の厳正な対応を積極的に行います。また、今後より効率的な徴収体制のあり方についても検討します。

## 516 低所得者に対する支援

保険料の納付が困難な方に対しては、個別事情に応じ、納付相談を行うとともに、経常的な低所得の状態にある方を対象とした本市独自の保険料減額制度については、これまでの対象者に加え、著しく生活に困窮している方にも対象範囲を拡大します。

### 【本市独自の保険料減額制度】

		第1段階、第2段階、第3段階 (第4期において拡大)	第3段階 (第3期から継続)
減額対象者		保険料の所得段階区分が <u>第1～3段階</u> の方(生活保護受給者は除く)で、経常的な低所得により保険料を納付することが困難であると認められる方(以下のすべての要件を満たす必要があります)	保険料の所得段階区分が <u>第3段階</u> の方で、経常的な低所得により保険料を納付することが困難であると認められる方(以下のすべての要件を満たす必要があります)
減額の適用要件	収入要件	前年1年間の収入金額が、単身世帯の場合 <u>60万円</u> 以下、2人以上の世帯の場合は、世帯員が1人増えるごとに <u>24万円</u> を加算した金額以下であること	前年1年間の収入金額が、単身世帯の場合 <u>120万円</u> 以下、2人以上の世帯の場合は、世帯員が1人増えるごとに <u>48万円</u> を加算した金額以下であること
	資産要件	預貯金等(生命保険を除く)が、単身世帯の場合 <u>240万円</u> 以下、2人以上の世帯の場合は、世帯員が1人増えるごとに <u>96万円</u> を加算した金額以下であること 不動産について、居住用以外の土地及び家屋を有していないこと	同 左
	扶養要件	減額対象者が、他の世帯に属する者の所得税若しくは市町村民税の扶養親族又は医療保険の被扶養者でないこと	同 左
減額内容		第1～2段階(基準額×0.5)、第3段階(基準額×0.75)の保険料額を <u>基準額の1/4相当(基準額×0.25)</u> に減額します	第3段階(基準額×0.75)の保険料額を <u>基準額の1/2相当(基準額×0.5)</u> に減額します



### 3 介護に従事する人材の確保・定着

長寿化の進展に伴い、今後ますます市民の介護サービスの需要が高まるとともに質の高いサービスの提供が求められます。市民のニーズに合った介護サービスを提供するためには、介護サービスの担い手の確保・定着が不可欠です。

平成19年8月に国が示した「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的指針」においても、「福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難となるという考え方の下に、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、処遇の改善等に取り組むことが重要である。」とされており、これらの関係機関が十分な連携を図りながら、介護に従事する人材の確保・定着に努める必要があります。

関係機関と連携しつつ、介護職員の労働環境や処遇の改善、介護が魅力的な仕事として社会的評価を得られるような取組など、介護サービス分野における人材不足や離職率を改善し、安定的に人材を確保及び育成する仕組みの構築に努めます。

#### 〔施策・事業〕

##### 517 介護職員の労働環境や処遇の改善〔新規〕

施設・事業所における人材育成の取組や労使間・職場におけるコミュニケーションの円滑化等、介護職員にとって意欲と誇りを持って働き続けることができる環境となるよう、関係団体とも連携し、事業主や施設長に対する指導・支援を行います。

また、介護職員等の仕事の悩みの解消等のため、専門家による相談事業やメンタルサポートを実施します。

##### 518 教育機関・養成施設等の連携による人材確保〔新規〕

介護が魅力ある仕事として評価されるよう、教育機関や養成施設等関係機関との連携を密にし、求職者や若年者の介護の職場に対する理解を深めます。

##### 519 潜在的有資格者の掘り起こし〔新規〕

関係機関と連携し、介護福祉士やホームヘルパー等の資格を有していながら介護分野に就業していない潜在的有資格者が、再び介護分野で働くことができる取組を促進します。

### **520 多様な人材の参入・参画〔新規〕**

関係機関と連携し、介護についての社会的認知を高め、介護関連業務未経験者からも選択される業種となるよう啓発等の取組を促進します。

また、介護関連業務未経験者でも介護職員として定着できるよう、仕事をしながらキャリアアップできる研修を充実します。

### **521 誰もが研修を受講しやすい体制の構築〔新規〕**

市内で実施される研修の情報をインターネット配信し、誰もが研修を受講しやすい体制を整備することにより、介護職員の資質向上を図ります。

### **522 社会的評価の向上〔新規〕**

少子長寿化の進展等により、全産業において、労働力の確保が困難となっていくことが見込まれている中、他の産業と比較して、離職率が高い福祉・介護分野における人材確保のためにも、介護が魅力ある仕事として評価・選択されるような取組が必要です。

そこで、介護の社会的評価を向上させるため、関係団体と連携して、介護がやりがいのある素晴らしい仕事であることの普及・啓発を図ります。